

総務産業常任委員会報告

総務産業常任委員会の報告を行います。

去る９月２日の本会議において付託されました案件について、９月８日、委員６名出席のもと、委員会を開催しました。

付託されました案件は、条例制定５件、請願１件です。

審査は、関係課に説明を求め、その後、質疑・討論・採決を行いました。

「議案第６８号 上野原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について」は、妊娠・出産時、育児期の職員に対し両立支援制度の周知を行うとともに、対象職員の意向を確認するための措置を講ずる規定を加えるものです。

「議案第６９号 上野原市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について」は、部分休業制度において、現行の１日に２時間の範囲内で取得する方法に加え、１年に１０日相当時間数の範囲内での取得も選択可能とするよう改正を行うものです。

「議案第７０号 上野原市公告式条例の一部を改正する条例制定について」は、秋山支所及び各出張所における掲示場を廃止し、上野原市役所掲示場１か所とするものです。

「議案第７１号 上野原市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定について」は、公職選挙法施行令の一部を改正する政令が施行されたことに伴い条例を改正するもので、市議会議員及び市長の選挙における選挙運動用ビラの公費負担作成単価、選挙運動用ポスター作成単価の限度額を引き上げるものです。

「議案第７２号 上野原市職員定数条例の一部を改正する条例制定について」は、消防署の人員不足の解消及び安定した消防出張所の常駐体制確保のため、消防職員定数を５７人から７０人に改めるものです。

委員から、資料では基準数が１０１人となっているが、今回の改定が７０人となった根拠について質問があり、１０１人は、現在の上野原市消防本部・署・所と車両の数がすべてフルスペックで稼働した場合の数となるが、乗り換え運用することができる車両等があるため、実情を勘案して７０人となっている、との説明がありました。

また、定員が増え体制が充実すれば、危機管理室が策定を支援している地区防災計画等に対しても、消防署と危機管理室とで連携して協議をしながら取り組んでほしいという意見がありました。

以上、当局提出５案件について採決を行った結果、いずれも全会一致で可決すべきものと決定しました。

「請願第５号 「日本政府に核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書」の提出を求める請願については、核兵器禁止条約を批准するよう、国に意見書の提出を求めるものです。

本請願については、異議があったため、起立採決を行った結果、不採択とすべきものと決定しました。

また、委員からは、ふるさと納税についてと、避難所等の実態について、調査すべきとの意見があり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上、総務産業常任委員会の報告といたします。